

平成28年第7回白鷹町議会定例会 第8日

追加変更議事日程

平成28年12月13日(火)午後3時開議

- 日程第 1 議第123号 置賜広域行政事務組合規約の一部を変更する規約の制定について
- 日程第 2 議第124号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 3 議第125号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 4 議第126号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第127号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第 6 議第128号 平成28年度白鷹町下水道特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 7 議第129号 平成28年度白鷹町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 8 発議第 6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 日程第 9 議会運営委員会管外視察研修の結果報告について
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

(議会運営委員会)

○出席議員(14名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 遠藤 幸一 | 議員 | 2番 | 渡部 善美 | 議員 |
| 3番 | 笹原 俊一 | 議員 | 4番 | 佐々木 誠司 | 議員 |
| 5番 | 小口 尚司 | 議員 | 6番 | 小形 輝雄 | 議員 |
| 7番 | 田中 孝 | 議員 | 8番 | 山田 仁 | 議員 |
| 9番 | 奥山 勝吉 | 議員 | 10番 | 石川 重二 | 議員 |
| 11番 | 佐藤 京一 | 議員 | 12番 | 菅原 隆男 | 議員 |
| 13番 | 関 千鶴子 | 議員 | 14番 | 今野 正明 | 議員 |

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	横澤浩
教育長	沼澤政幸
総務課長	松野芳郎
税務出納課長	田宮修
企画政策課長	湯澤政利
企画主幹	永野徹
町民課長	中村裕之
健康福祉課長	齋藤春美
産業振興課長	齋藤重雄
農林主幹併 農業委員会事務局長	菅間直浩
建設水道課長	今野秀一
病院事務局長	渡部町子
教育次長	菅原良教
監査委員	竹田謙一
農業委員会会長	樋口太一

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	樋口浩
係長	橋本達也
書記	佐藤圭子

○開議の宣告

○議長（遠藤幸一） ご参集まことにご苦労さまです。

これより平成28年第7回白鷹町議会定例会8日目の会議を行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（遠藤幸一） 本日の議事日程は、お手元に配付の追加変更議事日程により進めます。

早速、議事に入ります。

○議第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第1、議第123号 置賜広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

平成28年度末で廃止する死亡獣畜保冷施設に関する事務を置賜広域行政事務組合の共同処理事務から除くことに伴い、置賜広域行政事務組合同規約を変更するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては企画政策課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） ご説明いたします。

議第123号 置賜広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約の制定について。

置賜広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約を次のように制定する。

置賜広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約。

置賜広域行政事務組合同規約の一部を次のように変更する。第3条の表中、組合の共同処理する事務から死亡獣畜保冷施設の設置及び管理運営に関する事務、関係市町を削るものです。

附則、施行期日。第1項、この規約は平成29年4月1日から施行する。死亡獣畜保冷施設解体工事等に関する経過措置。

第2項、平成29年4月1日から平成29年7月31日までの間は死亡獣畜保冷施設解体工

事等に関する事務を共同処理する。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第123号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第124号並びに議第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第2、議第124号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、並びに日程第3、議第125号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての2件は、関連がありますので白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 議第124号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由をご説明を申し上げます。

人事院勧告に準拠した一般職の職員等の給与改定等を行うため、提案するものであります。

次に、議第125号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に準拠した一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与を改定するため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第124号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定す

る。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。一部改正要旨をお開きいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、人事院勧告に準拠し、一般職の職員等の給料及び諸手当の改定等を行うとともに、規定の整理等を行うものであります。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明をいたします。

第1条、白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条、目的、改、引用条項を整理するもの。

第6条、給料表及び級別基準職務表、改、見出し中の文言を地方公務員法の規定に合わせるもの。

第26条第2項第1号及び第2号、勤勉手当、改、職員の平成28年度における勤勉手当の支給割合を引き上げるもので、12月期において100分の10引き上げを行うものです。再任用職員につきましては、100分の5引き上げるものでございます。

附則第18項、55歳を超える職員の給料月額減額支給等について、改、勤勉手当の支給割合の引き上げに対応し、職務の級が6級で55歳を超える職員の勤勉手当の減額に関する規定を整理するもの。

別表第1、改、給料表を改定するもの。

別表第2、改、表の名称を地方公務員法の規定に合わせるもの。

第2条、白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第12条第2項、扶養手当、改、扶養親族の区分のうち、「子及び孫」を「子」、「孫」それぞれの区分とするもの。

第12条第3項、改、扶養手当の額を下記のとおり改めるものでございまして、扶養親族の区分を配偶者、子及びその他の親族に区分し、手当の額を配偶者について引き下げを行い、子について引き上げを行うものでございます。

第13条第1項から第3項、改、職員に配偶者がいない場合の1人目の扶養親族の手当を増額する規定の廃止により、扶養親族に変更があった場合の任命権者への届出、手当の支給開始時期及び改定時期等を定める規定を整理するもの。

第26条第2項第1号及び第2号、勤勉手当、改、職員の平成29年度以降の勤勉手当の支給割合を改めるもの。6月期に100分の5引き上げ、12月期に100分の5引き下げを行うもの。再任用職員につきましては、6月期に100分の2.5引き上げ、12月期に100分の2.5引き下げを行うもの。

附則第18項、55歳を超える職員の給料月額減額支給等について、改、勤勉手当の支給割合の改正に対応し、職務の級が6級で55歳を超える職員の勤勉手当の減額に関する規定を整理するもの。

第3条、白鷹町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

第4条第2項、扶養手当、改、扶養親族の区分のうち、「子及び孫」を「子」、「孫」それぞれの区分とするもの。

第17条第2項、給与の減額、改、給与の減額の対象となる休暇等の規定を整理するもの。

第4条、白鷹町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

第5条第2項、扶養手当、改、扶養親族の区分のうち、「子及び孫」を「子」、「孫」それぞれの区分とするもの。

第18条第2項、給与の減額、改、給与の減額の対象となる休暇等の規定を整理するもの。

第5条、白鷹町病院事業等職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正。

第7条第2項、扶養手当、改、扶養親族の区分のうち、「子及び孫」を「子」、「孫」それぞれの区分とするもの。

第22条第2項、給与の減額、改、給与の減額の対象となる休暇等の規定を整理するもの。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行するもの。

第1号、第3条から第5条の規定のうち、給与の減額に係る改正規定については、平成29年1月1日から施行するもの。

第2号、第2条の規定及び第3条から第5条の規定のうち、扶養手当に関する改正規定については、平成29年4月1日から施行するもの。

第2項、第1条による改正後の一般職の職員の給与条例の規定のうち、勤勉手当及び給料表の改定については、平成28年4月1日から適用するもの。

第3項、給与の内払、改正前の一般職の職員の給与条例により既に支給された給与は、改正後の給与条例による給与の内払とみなすもの。

第4項、扶養手当に関する特例、扶養手当に関し平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次のとおり特例を設けるとともに、その間の扶養親族に変更があった場合の届出、手当の支給開始時期等について定めるもの。特例につきましては、それぞれ表のとおりでございます。

第5項、委任、この条例の施行に関し必要な事項は規則等で定めるもの。

以上でございます。

続きまして、議第125号についてご説明を申し上げます。

議第125号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、一部改正要旨をごらんいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、人事院勧告に準拠して行う一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与改定を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明を申し上げます。

第1条、白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第4条、期末手当、改、常勤の特別職の職員の平成28年度における期末手当の支給割合を引き上げるもので、12月期の支給割合を100分の10引き上げるもの。

第7条第3項、議会の議員の議員報酬等、改、議会の議員の平成28年度における期末手当の支給割合を引き上げるもので、12月期の支給割合を100分の10引き上げるもの。

第2条、白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第4条、期末手当、改、常勤の特別職の職員の平成29年度以降の期末手当の支給割合を改めるもので、6月期100分の5引き上げ、12月期100分の5引き下げを行うもの。

第7条第3項、議会の議員の議員報酬等、改、議会の議員の平成29年度以降の期末手当の支給割合を改めるもので、6月期100分の5引き上げ、12月期100分の5引き下げを行うもの。

附則第1項、施行期日等、この条例は公布の日から施行するもの。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するもの。

第2項、第1条による改正後の規定は、平成28年4月1日から適用するもの。

第3項、給与の内払、改正前の条例により既に支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなすもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第124号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第124号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第125号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第125号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 次に移ります。

日程第4、議第126号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護に関する休暇の拡充等を行うため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第126号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。一部改正要旨をごらんいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休暇の分割取得や「介護時間」の新設など、所要の整備を行うものであります。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に、説明を申し上げます。

第8条の3第4項、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、改、要介護者を介護する職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し、これまでの深夜勤務及び時間外勤務の時間数の制限に加え、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務そのものを制限するための読み替え規定の整理等を行うもの。

第11条、休暇の種類、改、職員の休暇の種類の規定に、介護時間を追加するもの。

第15条第1項及び第2項、介護休暇、改、介護休暇について、要介護者一人につき連

続する6月の期間内で必要とする期間認められていたものを、要介護者一人につき3回以内、かつ、通算6月以内の任命権者が指定する期間内で分割取得できるよう改めるもの。

第15条の2第1項から第3項、介護時間、新、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないことを認めるもの。介護時間を承認され、勤務しなかった時間は無給とするもの。

第16条、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認、改、介護時間の新設により文言を整理するもの。

附則、施行期日、この条例は、平成29年1月1日から施行するもの。

附則第2項、経過措置、この条例の施行日前から介護休暇の承認を受けている職員について、施行日に当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していない職員は、施行日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第126号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第5、議第127号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、給与の改定に基づく人件費の調整のほか、高齢者世帯等の経済的負担の軽減を図るための福祉灯油券助成事業について対応が必要なことから、所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、県支出金及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,080万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ83億

5,426万9,000円とするものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

議第127号 平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）。

平成28年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,080万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,426万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入から申し上げます。

款、補正額、及び計を申し上げます。

14款県支出金、155万円、8億657万円。18款繰越金、925万3,000円、6億4,523万7,000円。歳入合計1,080万3,000円、83億5,426万9,000円。

続いて歳出を申し上げます。

1款議会費、56万1,000円、9,796万1,000円。

2款総務費、295万8,000円、15億1,871万6,000円。

3款民生費、445万5,000円、21億9,107万7,000円。

4款衛生費、46万1,000円、4億9,662万2,000円。

6款農林水産業費、78万3,000円、7億6,605万6,000円。

7款商工費、30万1,000円、2億3,113万9,000円。

8款土木費、45万9,000円、8億382万9,000円。

10款教育費、77万9,000円、9億978万6,000円。

11款災害復旧費、4万6,000円、1億1,823万8,000円。

歳出合計1,080万3,000円、83億5,426万9,000円。

なお、3款民生費におきまして、福祉灯油券助成事業実施費用分といたしまして、318万1,000円を計上いたしているものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第127号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第6、議第128号 平成28年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、給与の改定に基づく人件費の調整に対応するため所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ14万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億5,396万5,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第128号 平成28年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,396万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらん願います。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款、補正額、計のみご説明申し上げます。

5款繰越金、14万4,000円、754万円。

歳入合計14万4,000円、7億5,396万5,000円。

次に歳出でございます。

1 款公共下水道費、14万4,000円、4億8,015万8,000円。

歳出合計14万4,000円、7億5,396万5,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第128号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第7、議第129号 平成28年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、給与の改定に基づく人件費の調整に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、繰入金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ20万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億7,092万7,000円となるものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

議第129号 平成28年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,092万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

7款繰入金、20万5,000円、2億6,792万6,000円。

歳入合計20万5,000円、16億7,092万7,000円。

歳出。

1款総務費、15万1,000円、4,282万8,000円。

3款地域支援事業費、5万4,000円、4,840万4,000円。

歳出合計20万5,000円、16億7,092万7,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第129号について原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第8、発議第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員長、関 千鶴子さん。

〔議会運営委員長 関 千鶴子 登壇〕

○議会運営委員長（関 千鶴子） 発議第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。上記議案を別紙のとおり白鷹町議会会議規則第13条の規定により提出する。

提出者、白鷹町議会議会運営委員会。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のために法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

発議第6号について原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤幸一） 全員起立。よって、本件については原案のとおり意見書を提出することに決しました。

○議会運営委員会管外視察研修の結果報告について

○議長（遠藤幸一） 日程第9、議会運営委員会管外視察研修の結果報告についてを議題といたします。

研修結果の報告を求めます。議会運営委員会副委員長、奥山勝吉君。

〔議会運営委員会副委員長 奥山勝吉 登壇〕

○議会運営委員会副委員長（奥山勝吉） 議会運営委員会管外視察研修の結果を報告いたします。

平成28年第5回白鷹町議会定例会における議決に基づき、議会運営委員会管外視察研修を実施したので、その結果について報告します。

記。

1. 研修期日及び場所、平成28年9月29日から30日まで。福島県会津若松市。
2. 参加者、議会運営委員会委員4名、議長。
3. 研修目的、議会活性化について。生涯学習センターの運営状況について。

最後の終わりにを朗読させていただいて報告といたします。

終わりに。

この度の研修は、議会改革ランキング等で上位にランクされている会津若松市議会を視察しました。併せて、生涯学習総合センター（複合施設）についても運営状況をお聞きしました。

生涯学習総合センターは、中央公民館と図書館のほか多目的ホールやギャラリー機能を有しており、図書館を使った調べる学習講座や自分の好きな本を紹介し、誰が紹介した本が一番読みたいかを投票により決める会津ビブリオバトルの取り組み、ティーンズコーナーや親子ブースの設置などは、これからの図書館のあり方について大変参考になりました。

会津若松市議会では、市民意見交換会で出されたテーマを所管分科会に分けて調査・分析し、当局に提案、その結果を次回の意見交換会で各地区に報告しているシステムを取っている。議員活動の見える化に貢献するものであり、ぜひ取り入れるべきであると思いました。

議会報告会の持ち方は、単なる報告会だけでは継続が困難であり、その内容をどのようにしていくのか、政策立案や住民参加という観点から、多様な住民の意見を拾い上げる環境をどうしていくのが良いかを検討しなければならないと感じました。

常任委員会では、提出議案の質疑終了後に、議員同士で論点の再整理・委員間討議を行っている。市民目線でどういう政策を選択するのか、討論だけでは分からない議員間討議の良いところであり、合意により議会の意思を示すということでした。このことは、会津若松市議会のように住民の声が届いてはじめて、住んで良かったと実感されるものであるとともに、二元代表制のあり方を改めて考えさせられました。

これからの議会活動に参考になった視察研修でありました。

以上、研修報告とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 議会運営委員会管外視察研修の報告が終わりました。

お諮りいたします。議会運営委員会管外視察研修については、ただいまの研修結果報告をもって終了としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は研修結果報告をもって終了

することに決しました。

○委員会の閉会中の継続調査について

○議長（遠藤幸一） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○閉会の宣告

○議長（遠藤幸一） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成28年第7回白鷹町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会

〈午後3時42分〉